

預金保険法第80条に基づく報告書（補遺）

平成14年7月15日

秋田県中央信用組合

金融整理管財人 伊 藤 光 義

金融整理管財人 平 川 信 夫

I はじめに

秋田県中央信用組合は、平成13年11月30日、預金保険法第74条第5項に基づき、金融庁長官に対し、「当組合の財産をもって債務を完済することができない」旨の申し出を行い、同日、金融庁長官より同法第74条1項に基づき「金融整理管財人による業務及び財産の管理を命ずる処分」を受けました。

金融整理管財人は、預金保険法第80条に基づき当組合が管理を命ずる処分を受けるに至った経緯等について調査し、平成14年5月15日に報告書を提出しました。

本報告書は、金融整理管財人が預金保険法第83条に基づき行った、当組合の旧経営陣に対する刑事上・民事上の責任追及に関する措置について、上記報告書の補遺として提出するものです。

II 旧経営陣に対する刑事上・民事上の責任追及に関する措置について

1 はじめに

金融整理管財人は、秋田県中央信用組合の旧経営陣すなわち理事若しくは監事又はこれらの地位にあった者に対する責任追及を行うことが重要な任務の一つとされていることから（預金保険法第83条）、平成14年1月11日、金融整理管財人および同補佐人をもって責任解明委員会を発足させ、職員および非常勤理事・監事からの聴き取り調査を行う一方、融資実態および有価証券等・各種資産の取得経緯等についての法的責任追及の調査・検討を行ってきました。

また、平成14年7月22日の事業譲渡日までの限定された期間の中で、より実効的な調査結果を得るため、同年3月29日、同委員会に公認会計士1名を増員し、大口破綻先および融資後短期間での償却先、投資等の運用・決裁状況、諸経費支出内容、規定の改定内容等について問題点を抽出・分析するという手法により、慎重に調査検討を行ってまいりました。

その結果につき、以下現在までの調査結果について報告します。

2 刑事責任追及について

背任、業務上横領、事業範囲外の投機的取引等（中小企業等協同組合法第112条）、報告書義務違反（協同組合による金融事業に関する法律第10条）などの刑事事件に該当する事案の有無については、職員からの事情聴取、融資決裁状況、会計帳簿、決算書類、各種規定、関係諸帳簿等を可能な限り調査し解明に努めてまいりましたが、現時点では、融資関係、余資運用、その他職務上刑事責任追及に該当すると判断するに至った事案は確認されていません。

3 民事責任追及について

(1) 旧経営陣に対する民事責任追及のための調査方針

当組合の破綻要因は次の3点に大別されるとの判断から、関係職員からの事情聴取および稟議書等により、取引の経緯、融資審査の実態、担保徴求の実態、回収状況等を詳細に検証し、旧経営陣に対する民事責任の追及に結び付くような法令違反、任務懈怠

が認められるか否かという観点から、その背景を明らかにすべく
解明に取り組んできました。

a 有価証券への余資運用

当組合の財政的な規模・収益力を勘案した場合、リスク負担
を常に考慮した慎重な対応を求められるにも拘わらず、当組合
は、平成12年7月31日「有価証券運用に関する基準」を制
定するまでは特段運用規定を定めておらず、かつ、当組合の自
己資本からみれば過大な投資も認められます。

特に、理事長交代後の平成12年3月頃より、上場企業もし
くは高利率ということだけで特定先へ集中的に投資されてお
ります。

従って、経営安全性の観点からも、経営判断の範疇を超えて
いないか否かも含め、今後とも慎重に調査を進めていく必要が
あるものと思料します。

b 融資審査体制および債権管理

(a) 融資方針書は昭和63年10月、また稟議貸出要領は昭和
55年12月制定されています。その内容は具体性に欠ける
面はあるものの、概ね適切なものと認められます。

(b) 金融整理管財人・同補佐人は貸出資産査定等を通じて、融
資姿勢、審査内容、事後管理等の仕振りについて検証してま
いりました。その結果、明らかに回収不能と思われる融資、
迂回融資および組合役員関連の情実融資等はなかったもの
の、次のような融資案件が散見されました。

(c) 例えば、決算書や源泉徴収票、所得証明書等の徴求によ

らない、聞き取りによる計数把握が多く、このことが結果的に償還能力不足融資に結び付いたものと思われま。また、不動産担保の再評価はほとんど行われておらず、貸出資産劣化に拍車をかけることになり、バブル崩壊以降の景気低迷と相俟って、債務更改や条件変更案件が多く発生する要因の一つとなって、不良資産増加に繋がったものと思料されます。

(d) また、融資事後管理は内部規程に沿って行われていない例も多く、債務者または連帯保証人死亡のまま推移しているものも数件発生しています。

(e) 上記のような融資状況に陥った要因の一つとして、旧経営陣による預金・貸出のボリュームアップ志向が余りにも強く働いたことも見逃せないと思われま。このことが、職員をして目先の数字アップのみに走らせることになり、ひいては正規の拘束手続きを経ないで定期預金を拘束し、当該預金を見返りに貸出金を実行するなど極めて不適切な取扱いが認められるなど、事務軽視の風潮につながり内部規程が形骸化する要因となった可能性が指摘されます。

(f) 2千万円以上の大口案件は、本部において、審査担当者による1次審査、本部部課長協議による2次審査を経て役員審査にかけてられています。しかしながら財務分析はほとんど行われておらず、返済能力の検討も不足している様に見受けられ、融資審査の甘さが指摘されます。

当組合の歴史的なものとして、足で稼ぐ地域密着型経営をはき違え、顧客が嫌がるということで必要な書類を徴求しな

いできたものも散見されます。

以上のことから勘案するに、当組合の歴史的背景、不健全な経営方針、内部統制組織の大幅不備、自己査定の甘さによる経営実態の把握不足等が重疊的に複合し合いながら続いてきたことが指摘されます。

一方地域経済の低迷による貸付金の毀損も大きな要因であり、これらが相俟って今日の事態を招来したものであると思料します。

この意味で、経営陣の時代に即応した適切な指導の欠如による弊害は大きく、その経営責任には看過できないものがありますが、民事上の責任追及の可否については現在も調査を継続中であります。

c. 実態把握不足について

不適切な自己査定、不詳事件の発生あるいは事務処理等から判断するにつけ、職員教育や事務体制整備の大幅な遅れが目立ちます。経営陣が、営業実態を把握して適切な指示、指導を継続的に実施し、その結果を把握していたのか疑問を禁じ得ません。近距離にある8店舗・62人の職員規模を考慮するに、尚更、その感を強くします。改革を怠り古い体質をそのまま引きずって、金融情勢の変化に対応できず今日の結果を招来した経営責任は重いと云わざるを得ません。

4 元秋田支店長による不詳事件に関する件

人事異動により平成11年7月に元秋田支店長の不正着服事件

が明るみに出、顧客に対する補填額は165百万円にのぼり、元秋田支店長は逮捕されるに至りました。

手口は定期預金・定期積金・保険ローンの解約による簿外融資に流用したものがほとんどであります。

これにより、当組合は143百万円の損失を被り、その後の経営方針にもかなりの影響を与えてきたものと思われます。

当時の経営陣に監理責任を追及できるか否かについては、現在調査中ではありますが、引き続き調査が必要であると判断しております。

5 今後の対応について

上記のとおり、調査結果を報告しましたが、当管財人らは責任追及の是非および可否について判断するには、更なる調査、検討が必要であると判断しており、いまだ結論を出すに至っておりません。

また、当組合は本年7月22日をもって事業譲渡予定であることから、それまでに結論を出すのは困難な状況にあります。

従って、旧経営陣に対する責任追及に関しましては、株式会社整理回収機構において、引き続き調査・検討がなされますよう、損害賠償請求権を同社に譲渡するとの結論に至ったものであります。

以上